

県内介護サービス事業所管理者 殿

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室長

令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金の
交付申請について

平素より適正な介護サービス事業の運営にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策の一環として、訪問時に身の危険が生じた場合に外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等の一部を補助する標記事業を実施することといたしました。

つきましては、補助金の交付を希望される場合は、下記要件等を満たし、内容を熟読したうえで、交付申請の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

併せて、「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」を 6 月 7 日から開設しておりますので、御案内申し上げます。必要に応じて御利用ください。

記

1 送付資料

- | | | |
|--|-----|------|
| (1) 福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金交付要綱 | ・・・ | 別添 1 |
| (2) 令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助事業実施要領 | ・・・ | 別添 2 |
| (3) 令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金（概要チラシ） | ・・・ | 別添 3 |
| (4) 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター（チラシ） | ・・・ | 別添 4 |

2 補助対象事業所

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

3 補助要件

- (1) 福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講し、従事者に対する研修も実施していること。

研修①「在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修」
研修②在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基礎知識と事例
① ②いずれもオンデマンド配信による受講となります。
以下 URL 又は二次元コードから申込ください。
URL : <https://forms.gle/6jGfZBxcfGMQhpC46>



- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

4 交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、福岡県ホームページに掲載しております。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>



トップページの検索ウィンドウから検索

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

※詳しい申請方法や留意事項は、実施要領やチラシを御確認ください。

5 申請受付期間

令和6年8月26日（月）～令和6年10月18日（金）

※郵送又は持参により提出。

※申請した日より前に生じた経費については対象外。

6 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室 川中

TEL : 092(643)3327 FAX : 092(643)3253